

「ヤンテの法」と「価値ニヒリズム」

—北欧福祉平等社会の基礎表象と変容—

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. Janteloven and Vårdenihilismen: The fundamental basis for the Nordic egalitarian and valuenihilistic society: Toward a new positive Janteloven? *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 1. October 2014. pp. 1 – 6.

The five Nordic countries (Denmark, Sweden, Norway, Finland and Iceland) are often described as good examples of well-functioning welfare states, referred to as The Nordic Model. This Nordic model is based on two different social principles or social thoughts. The one is Danish-born Jantesloven (The law of Jante) and the other is Swedish-born vardenihilismen (valuenihilism). The former is a set of “you shouldn’t” principles with negativity and equality. The latter permits the most of personal freedom, saying that the ethical value has no objectivity. These directly opposite principles or ways of thinking were ingrained in the Nordic culture in the 1930’s. The main concern of this paper is to know if they still exist in the society or if they have faded to the degree that they do not keep their original form.

1. はじめに—問題の所在—

「ヤンテの法」(Janteloven) という言葉を初めて耳にしたのは、もうかれこれ50年も前コペンハーゲン大学で学んでいた時のことである。それが一種の慣習的な社会規範であることに若干興味は惹かれたが、より具体的な他の事項への関心が高まりいつの間にか記憶の片隅に追いやられていた。

しかし、薄れた関心も脳裏に残っていていつかは突然蘇る。たまたま様々な「十戒」(decalogue) について研究発表の要旨を書いているときに、「ヤンテの十戒」として現われて来たのである。ヤンテの法とヤンテの十戒は同義であるが、ここでは文字に忠実に「ヤンテの法」を用いよう。

ヤンテの法は、デンマーク語とノルウェー語で Jantelov (ヤンテロウ) である。既知型、すなわち語尾定冠詞付きにすると Janteloven (ヤンテロウエン) である。スウェーデン語では Jantelagen (ヤンテラーゲン), フィンランド語 Janten lali (ヤンテンラキ), アイスランド語では Jantelögin (ヤンテルーギン) である。ちなみに、デンマークの

内政自治地域のフェルヤル諸島 (Faerøyar) でも Jantulogin (ヤントゥローギン) である。言語からも分かるように、ヤンテの法は北欧社会に存在する共通の概念であるといつてよい。

この小論は、まず、ヤンテの法が北欧における平等社会の基礎的表象であることを提示し、北欧平等社会の歴史的様相を寸描し、北欧法社会に関するもう1つの思想である「価値ニヒリズム」を概観した後、さらに、現在進行している異文化圏からの移民増加による社会変動によって「ヤンテの法」と「価値ニヒリズム」という2つの基礎概念がどのように変容しつつあるかを見ようとするものである。

2. Axel Sandemoseの小説: En flygtning krydser sit spor (逃亡者は痕跡を交える)

ヤンテの法は、アクセル・サネモーセ (Aksel Sandemose) が1933年に出した小説『逃亡者は痕跡を交える』(En flygtning krydser sit spor) の中に書かれているヤンテの町の掟である。サネモー

セは、デンマーク人を父、ノルウェー人を母として1899年にユラン（Jylland）半島北部のニュークービング・モアース（Nykøbing Mors）で生まれたデンマーク・ノルウェーの作家である。

彼の姓は元々はアクセル・ニールセン（Axel Nielsen）だったが、後に改姓しサネモーセとした。若い頃に船員を経験したサネモーセは、1930年にノルウェーに帰化した。作家デビューは、『ラブラドルの物語』（Fortaellinger fra Labrador, 1923）をもってである。多くの作品は、ノルウェーのリークスマール（riksmål）で書かれている。第2次大戦中の1941年にはストックホルムに居を移したが、その後ノルウェーの町リスール（Risør）に住んだ。亡くなったのは1965年、デンマークにおいてである。サネモーセがデンマーク・ノルウェーの作家とされるのはこのような理由からである。

『逃亡者は痕跡を交える』の舞台はデンマークのユラン半島の北部のリム・フィヨルドに面した小さな町ヤンテ（Jante）であるが、ヤンテは架空の存在である。そこには、ヤンテの法と呼ばれる法があって住民の思考と行動を規制している。

3. 「ヤンテの法」の内容分析

『逃亡者は痕跡を交える』に書かれているヤンテの法は、次のような10の戒めを定めている。

1. Du skal ikke tro, at du er noget.
（自分を特別だと思うな）
2. Du skal ikke tro, at du er lige så meget som os.
（自分を我々と同じく善良だと思うな）
3. Du skal ikke tro, at du er klogere end os.
（自分を我々よりも賢いと思うな）
4. Du skal ikke bilde dig ind, at du er bedre end os.
（自分を我々よりも善良であると確信するな）
5. Du skal ikke tro, at du ved mere end os.
（自分は我々よりも物知りであると思うな）

6. Du skal ikke tro, at du er mere end os.
（自分を誰よりも重要であると思うな）
7. Du skal ikke tro, at du dure til noget.
（自分は何事でもできると思うな）
8. Du skal ikke le ad os.
（我々を物笑いにするな）
9. Du skal ikke tro, at nogen bryder sig om dig.
（誰にも気遣われていると思うな）
10. Du skal ikke tro, at du kan laere os noget.
（我々に教えることができると思うな）

ヤンテの法は、個人的突出を諫めて当該社会における平等性（egaritarianism）を追求したものである。これは、「個」と「集団」（共同体）との関係に係わる事項である。ヤンテの法は小説に描かれて有名になったが、サネモーセという一作家の想像的所産ではなく地域社会に存在していた不文律に名前を付けたのである。すなわち、ヤンテの法は、社会の底流にある規範性、つまり「レックス・インシタ」（lex insita）の表象である。

その規模がどのようなものであれ、ある社会共同体の中での突出を避けようとする心理的情況は、「幸せは、一定の用心深さの規則によって保たれる」（Lykken sikres gennem visse forsikhedsregler）というデンマークに古くから伝わる諺に表現されている。これは、日本でいう「出る杭は打たれる」という戒めと少し似たところがある。クッシュェル（Kuschel, Rolf）は、ヤンテの法と通じる掟がポリネシアのペロナ島（Bellona）にもあると述べている。ちなみに、ヤンテの法の1に相当するペロナ島のそれは、「お前は、大した者ではない」（Ko koe he'e te me'a）である。

実は、ヤンテの法には、11番目の規定がある。それは、Du tror måske ikke at jeg ved noget om dig?である。これは、「私がお前のことを知らないとも思っているのか?」という意味である。一種の威嚇とも理解できよう。

ヤンテの法のもつ内包は、程度の強弱はあるにしろデンマーク社会だけではなく他の北欧諸国の社会にも認められる共通的レックス・インシタである。

一般的にあって、規則や戒律あるいは掟などには二面性がある。ヤンテの法も、例外ではない。ヤンテの法のプラス面は、当該社会住民の平等性を追求することである。日本のかつての村社会にも存在していたように、集団的慣習規範は、ある程度の平等をもたらす規範に従っている限り不安に苛まれる度合いは少ない。しかし、よく見ると、そこにはお互いの突出を監視する猜疑心が渦巻いているのも事実である。

平等性が認められるにしても、慣習的規範の停滞性に満足せず上昇意欲をもっている人も社会にはいる。こうした人にとっては、ヤンテの法は抑制的に働き個人の発展意欲と生き方の自由を制限する。その結果、究極的には社会の停滞現象が起きる。これは、ヤンテの法のもつマイナス面である。

ヤンテの法に表象されている平等性の根源は、どこに求められるのか。北欧社会には、古くから平等概念が根付いていたようである。北欧諸国に全国に有効な統一法がなかった時代、すなわちバイキングが活躍していた頃、各地方(land, ラン)にはその法領域に適用される「地方法」(landskabslov, ランスカーブスロウ)があった。デンマークを例にとれば、スコーネ法(Skånske lov)、シェラン法(Sjaellandske lov)、ユーラン法(Jyskelov)の3つの法があった。法領域内の事項は、ティング(ting)と呼ばれる住民集会において決定された。こうした住民集会での平等な発言権が、平等社会の伝統と無縁でないことは確かである。

4. 対立概念としての「価値ニヒリズム」

ヤンテの法が個人の自由を制限するとすれば、逆に生き方の自由を求めるのが「価値ニヒリズム」(värdenihilismen)である。

価値ニヒリズムは、ストックホルムの北方60キロ・メートルにある古都ウップサラの大学で1911年から1933年まで実践哲学を講じたアクセル・ヘーゲルストリョーム(Axel Hägerström)と1916年から哲学教授であったアドルフ・パレーン(Adolf Pharén)によって主唱された思想である。

価値ニヒリズムの要点は、価値判断は感情の表

現に他ならなく、したがって論理的内容を欠くというものである。より詳述すると、1. リアルティの客観的科学的認識は得られるが、倫理的価値の科学的認識は得ることができない。客観的に見ると、価値は「無」(nihil)である。2. 科学的判断は、「何かが存在すること」を確認しようとするものである。したがって、存在確認の陳述は真か偽で示される。3. 「あるべきこと」に関する倫理的判断は、客観的リアリティーの外側にあり、したがって無意味である。

ヘーゲルストリョームによれば、「義務」は、例えば慣習などによって個人にとっては決定的な外的な力となり、個人に超越するが故に、誤って客観性をもっていると錯覚されるのである。倫理的規範は、「行為の体系」として示されるが実は真の価値を欠いたものなのである。

ヤンテの法は倫理的に心理的強制力をもつとされるのに対して、価値ニヒリズムはいてみればその倫理性の客観的価値そのものを否定するのだから、生き方の自由を認めるということに連なる。価値客観主義を排除する価値ニヒリズムという考え方は、1930年代から1940年代にかけてスウェーデンを中心に北欧社会に広がっていった。

こうして生まれた価値の多様化の承認は、社会倫理、道徳を出来るだけ個人の倫理、道徳に還元するということである。しかし、あらゆる社会倫理、道徳を個人に還元すると、社会は秩序を失い崩壊する。そこで、健康に悪いこと、人の嫌がること、社会に実害を与えること、の3つをしてはいけないという社会的倫理、道徳として堅持し、それ以外の判断を個人に委ねることにするわけである。このことは、個人のもつ自由のキャパシティが大きいことを意味する。北欧社会に見られる諸種の自由の背景には、「価値ニヒリズム」が存在しているのである。

5. 移民の増加と社会変動

平等社会の中でも、価値ニヒリズムを体現した人物が突出することがたまにある。北欧諸国は、真面目で堅苦しいだけの社会では決してないのである。その1例として形破りだった実業家を2人

挙げておこう。

1人は、20世紀の中頃に活躍した旅行業界を席卷したデンマーク人のシーモン・スピース (Simon Spies) である。複数の航空機を所有し地中海へのバカンスへと北欧の人々を送り込んで財をなした財界人だった。所有する旅行会社やホテルのあらゆる施設は美容室を含めて24時間営業である。個人的に数回会ったことがあるが、コペンハーゲン大学で哲学と心理学を専攻し、類まれな高い知能指数をもった人物で、傍には常に愛人としての秘書が数人侍っていた。ここまでくると、出る杭も打たれない。常にメディアに登場し、国民的英雄の感じさえあった。

他の1人は、やはり前世紀中頃にポルノ雑誌 Private を創刊したスウェーデン人のポルノ王ベート・ミルトン (Berth Milton) である。ジェット機を自ら操縦し、外洋大型クルーザーを所有し、ヨーロッパ、アメリカの各地で撮影を行なう優れたカメラマンでもあった。「戦場での無残な死の写真が堂々と新聞に載っているのに、男女が愛し合う生の写真がなぜ禁じられなければならないのか」という哲学をもっていた。会うたびに同棲する女性が代わっていたのが記憶に残っている。彼も、平等福祉社会の中で突出した存在であった。

さて本題に戻ろう。歴史的に見て、北欧諸国は同質の文化を継続してきた。北方ゲルマン語としての言語の類似性、福音ルーター教を信仰する大部分の国民、植民地非所有の歴史、小国としての認識と在り方の堅持などその1例である。フィンランドは北方ゲルマンではないが、歴史的にスウェーデン文化の影響を強く受け、言語もフィンランド語とスウェーデン語のバイリンガルである。北欧文化圏に属している。北欧諸国は、1951年には「北欧理事会」(Nordisk råd) を創設し、後にヘルシンキ協定を締結し一種の「北欧共同体」を構成し、発展拡大してきている。

面白いのは、類似点を多としながらも北欧各国には、それぞれの思考回路あるいは生活の在り方を表象する言葉があるということである。例えば、danskhed (ダンスクヘーズ) とか svenskhet (スヴェンスクヘート) などがそうである。これらは、デンマーク性とかスウェーデン性とかいった意味

である。デンマーク語の hygge (ヒュッゲ) なども、ある心地よさを意味する単語である。

しかし、最近では、こうした「らしさ」が影響を受けるようになってきている。その原因は、北欧文化圏以外の国あるいは地域からの移住者 (invandrare) の増加である。移住者の多くは、アフリカ諸国およびその他の非キリスト教国からである。北欧諸国は、北欧文化への同化を強制せず多文化共生を標榜しているが、現実には理想とは大きく解離している。文化と宗教の違いは、居住地の分離現象をもたらしめている。例えば、ストックホルムを始発する地下鉄の最終駅周辺では、住民の3分の2以上が移住者によって占められている。そこでは、スウェーデン語はマイノリティーの言語と化しているのである。

現在のままのペースで移住者を受け入れていけば、3、40年後には、外国出生および両親あるいは片方を外国出生者とする人口が国民の半数を越えるという予測もなされている現在である。

6. おわりにー「新ヤンテの法」ー

21世紀に入り、北欧諸国は、どの社会にもある転換期を迎えている。北欧諸国の中で欧州連合に加盟しているのは、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの3国である。ノルウェーとアイスランドは欧州連合と関係を保ちながらも非加盟である。これら5カ国は、同時に北欧協力によって結束を固めている。大雑把に言えば、北欧諸国は2重の地域協力に関わっているのである。

こうした国際関係の中で、国内での社会変動を背景として、ヤンテ法と価値ニヒリズムもかつての意味内容をそのまま保っていく訳にはいかないのは当然である。ヤンテ法のもつ消極性は否定されなければならないであろうし、社会的価値の個人への還元現象も度を越せば社会の分裂をもたらしかねないからである。「全ての物は去り、止まらない」のが世の常である。対時的な2つの思考の融和も、今後考えなければならないであろう。

こうした状況の中で、ゴーパル (Gopal, Kusum) は現代に適応すべき「新ヤンテの法」を提示している。次のような内容である。

1. Du skal vide, at du betyder noget.
(自分は意味のある存在だと知れ)
2. Du skal vide, at vi andre regner med dig.
(他人に期待されていると知れ)
3. Du skal vide, at mindst fire-fem mennesker, dine naermeste, er afhaengige af dig.
(少なくとも4, 5人の身近な者に頼られていると知れ)
4. Du skal vide, at vi ved, at der er noget godt og vaerdifuldt i dig, som vi har brug for.
(自分は善良で価値があり, それを我々はい用いることができるのを知っていることを知れ)
5. Du skal vide, at du har nogle menneskelige egenskaber, som vi holder af.
(自分は我々が好む人間的特質をもっていることを知れ)
6. Du skal vide, at vi andre også kender til at føle sig betydningsløs, vaediløs, ensam og mislykket.
(自分以外の者も自らを無意味であり, 価値がなく, 孤独で人生に失敗していると思っていることを知れ)
7. Du skal vide, at du hører sammen med os.
(自分は我々と一緒であると知れ)
8. Du skal vide, at vi vil gøre meget for dig.
(我々が君に何かしてやろうと望んでいることを知れ)
9. Du skal vide, at dit eget liv og vort samfunds beståen er meget afhaengig af din indsats.
(君の人生と我々の社会の存在は, 君の貢献にかかっていることを知れ)
10. Vi, du og jeg, kan løse problemer i FAELLESSKAB.
(君と私, つまり我々は, 「一緒になって」問題を解決できると知れ)

これは、消極的ヤンテの法から積極的ヤンテの法への変容である。こうした思考と価値ニヒリズムがどのような調和を保って社会に作用していくかを調べるのは、今後の課題である。

主要参考文献：

日本語：

- 石渡利康：「ウップサラ法哲学派、過去と現在」, 『国際関係研究』第8巻第1号, 1987. pp.209-222.
- 石渡利康：「十戒」6例雑考(国際文化表現学会, 第10回記念全国大会, 平成26年5月10日, 日本大学国際関係学部校舎における研究発表要旨)
- 石渡利康：『北欧共同体の研究』, 高文堂出版社, 1986年。
- 石渡利康：『スカンジナビア法論集』, 八千代出版, 1980年。

デンマーク語：

- Christensen, Erik M.: Jante eller Anarki. Elektronisk udg. v. Sandemoseprojektet, Morsø Folkebibliotek, 1999.
- Gopal, Kusun: “Janteloven-modviljen mod forskellighed, Dansk forestillinger om lighed som enhed”. Tidsskriftet Antropologi nr.42. pp.23-42.
- Katz, JoelLeonard: “Duften af danskhed”. Tidsskrift -et Antropologi. No.42, 2000, pp.71-79.
- Stensgaard, N.: “Janteloven forankret i arvegodset”. Politiken, 10-01-1989.
- Stigagaard, Louse: “Lever janteloven?”. Berlingske Plus (<http://www.b.dk/leverjanteloven.30-05-2005>. 最終確認 08-04-2014).

ノルウェー語：

- Andersen, Steen: “Den løbske Jantelov”. Morsø Folkeblad, 06-07-1992.
- Eggen, Einar: Espen Arnakke og hans verden. Aschehoug, 1981.
- Hjelbrekke, J. & Korsnes, O.: Social mobilitet. det Norske Samlaget, 2006.
- Kuschel, Rolf: Matahenua, Livet i en polynesiske landsby. Nationalmuseet, 1977.

スウェーデン語：

- Hägerström, Axel: Rätten och viljan. (utg. av Olivecrona K.), Norstedt. 1961.
- Noack, Marie & Wigh, Elisabeth: “Tyst för fan. En studie om Jantelagens existens och kontroll” (<http://www.diva-portal.org/smash/record>).

jfs?pid=diva2:237669. 最終確認 04-10-2014).

- Norbert, E.: Etablerade och outsiders. Arkivforlag, 1999.
- “På jakt efter frihetens innerstaväsen” (Artikel), Hufvudstadsbladet. 28-10-2007.
- Sandemos. Aksel: En Flygting krydser sitt spor. Forum, 1980.

イタリア語：

- Castignone, Silvana: La macchina del diritto. Il realismo giuridico in Svezia. 1974.
- Tassinari, “Fabrizo: La strage che l’utopia scandinava”. Affar Internazionali (Rivista online di politico, strategia ed economia). 27-07-2011.

フィンランド語：

- Alanen, A.: Yleinen oikeustiede, 1948.

英語：

- Abrahamson. P.: “The Scandinavian model of welfare”. Bouget, D. & Palier, B. (Eds.): Comparing Social Welfare Systems in Nordic Countries and France, MIRE, 1999.
- Avante, Gayle R. & Knutsen, Karen Patrick: “Understanding cultural differences: Janteloven and social conformity in Norway”. Review of General Semantics. Stavang. no.50(4), 1993. pp.49-60.
- Kuschel, Rolf: “Jante in Polynesia”. East Asian Institute Occasional Papers 6, pp.117-126. 1990.